

## 電気工事士技能試験判定員募集のご案内

### ご協力のお願い

電気工事士技能試験の円滑な運営のため、技能試験判定員を募集しております。

#### 判定員の業務内容とは？

#### 1. 業務内容

電気工事士技能試験会場において、受験者が製作した作品の判定業務を行っていただきます。

(工事士法に基づく国家試験の試験員となります)

#### 2. 勤務地

主に採用された地区で実施される技能試験会場

#### 3. 勤務日数

7月及び11月・12月に実施される技能試験(年6日実施)

(ご都合のよい日にご協力いただけます)

#### 4. 手当等

判定員手当及び旅費・交通費は、当試験センターの規程に基づき支給します。

#### 5. 応募資格

①第一種電気工事士の資格をお持ちの方

②第二種電気工事士の資格をお持ちの方、電気工学の科目を収めて学校を卒業された方、または電気主任技術者の資格をお持ちの方のいずれかであって、実務経験を5年以上有する方

(応募資格の詳細は、当試験センターHPをご覧ください)

#### 6. 判定員になるための流れ

書類選考を行った後、以下のような流れになります

#### ①面接試験

主に電気工事士の試験に出題される問題から複線図を作成していただくこと、同出題問題により作成した作品を確認していただき、欠陥の有無を判断していただくこと、などを主な試験内容とします。

#### ②新人研修

受験者の合否を左右する判定員として、必要な判定に係る知識を理解していただくための研修を行います(各地区にて1日で実施)。  
内容：判定員としての心構え、判断基準を用いた判定方法についての学習等

#### ③試験実施日

それぞれが指定された実際の技能試験会場へ赴き、受験者の作品について、欠陥の有無について判定していただきます。

#### 【お問い合わせ先】

一般財団法人 電気技術者試験センター 試験業務部

TEL: 03-3552-7866

<https://www.shiken.or.jp/> → 「採用情報」→ 「判定員募集」についてをご覧ください。